

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（案）概要

項	目	改 正 案	施行期日
特別 区 民 税	個人住民税の特別 税額控除を実施す ることに伴う改正	<p>1 納税義務者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、所得割の額から、本人及び控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円を控除する。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。また、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。</p> <p>2 令和6年度分及び7年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除の方法等について規定する。</p>	墨田区規則で定め る日